

平成21年度 第1回政治資金適正化委員会 議事録

(開催要領)

1. 開催日時：平成21年4月14日(火) 16時00分～17時45分
2. 場 所：総務省10階1002会議室
3. 出席委員：上田廣一、小見山満、池田隼啓、谷口将紀、牧之内隆久の各委員

(議事次第)

1. 開 会
2. 議 題
 - (1) 会計帳簿の記載事項に関する政治資金監査上の取扱いについて
 - (2) 収支報告書等の記載方法について
 - (3) 政治資金監査に関するQ&Aについて
 - (4) 政治資金監査に関する研修の実施状況(平成20年度)について
 - (5) 登録政治資金監査人の登録状況について
 - (6) その他
3. 閉 会

(配付資料)

- 資料1 会計帳簿の記載事項に関する政治資金監査上の取扱いについて
- 資料2 収支報告書等の記載方法について(クレジットカードを利用した場合)
- 資料3 政治資金監査に関するQ&A(その2)
- 資料4 政治資金監査に関する研修の実施状況(平成20年度)について
- 資料5 登録政治資金監査人の登録状況について
- 資料A 会計帳簿の必要記載事項に関する建議(案)
- 資料B 支出項目の区分の分類について
- 資料C 収支報告書の訂正と政治資金監査について

(本文)

【上田委員長】 それでは、ただいまから平成21年度第1回政治資金適正化委員会を

開催いたします。委員の皆様方におかれましては、御多忙中のところ御出席を賜り、まことにありがとうございます。

まず初めに、事務局より人事異動の報告があります。

【丹下事務局長】 人事異動につきまして、4月1日付で政治資金課長が兼務しておりました政党助成室長に川窪俊広が就任いたしました。なお、本日は林崎政治資金課長ともども国会対応のため欠席させていただいております。

以上でございます。

【上田委員長】 議事に入る前に、平成20年度第9回委員会の議事録についてでございます。前回の委員会時にお配りいたしました第9回委員会の議事録について、御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【上田委員長】 御異議がないようですので、6年後の公表まで事務局において適切に管理していただきたいと思っております。

また、第10回委員会の議事録については、お手元にお配りしておりますので、同様に、御意見等ありましたら事務局まで御連絡をお願いいたします。そして、次回の委員会でお諮りさせていただきます。

それでは、本日の第1の議題の会計帳簿の記載事項に関する政治資金監査上の取り扱いについて、説明を事務局にお願いします。

【松崎参事官】 それでは御説明をさせていただきますが、まず、配付資料につきましては、公表資料としまして資料1から資料5まで。また、委員限り資料といたしまして、前回の議事録、それから資料A、B、C、それから資料3に関連しまして、席上配付でQ&Aについての1枚紙を用意しております。これは後ほどその際に御説明をさせていただきます。

それではまず資料1を御覧いただきたいと思っております。会計帳簿の記載事項に関する政治資金監査上の取り扱いについてという資料でございます。これは前回の委員会で内容については御議論いただいて、方向としてはおおむね定まったものとして、今回御決定いただいた上で公表したいというものでございます。

まず、「1. 制度の概要」でございますが、政治団体の会計責任者は、会計帳簿を備える、それで、ここにすべての支出について、支出を受けた者の氏名及び住所、それからその支出を受けた者が団体である場合にはその名称及び主たる事務所の所在地、それから支出の

目的、金額、年月日を記載するというごさいますが、この特に住所の記載に当たつての問題点として、2.でごさいますが、やはり実務の点からいろいろ指摘があるということで、(1)としては、まず住所の記載について、支出を受けた者が団体である場合は主たる事務所の所在地を記載する。この主たる事務所については本社というふうに解されるわけですが、この主たる事務所の所在地の特定が困難な場合がある。例えばコンビニの直営店なのかフランチャイズなのかといったようなこと、その判断というものは外形上はできないんじゃないか。それから(2)としまして、支出を受けた者の住所の記載が領収書にない場合など、住所を特定することが極めて困難な場合があるということでごさいます。こういった場合に、どのように会計帳簿に記載をし、またそれを監査ではどのように扱うのかということでごさいまして、次のページにまいりまして、3.問題点への対応ということでごさいます。今申し上げた問題点に対する対応として、政治資金監査においては以下のとおり取り扱うことが適当であろうということでごさいます。

「(1) 主たる事務所の所在地について」ですが、政治資金監査の性格というものはまさに、外形的・定型的監査だということでごさいますので、そういった観点からは会計帳簿に記載された住所が主たる事務所の所在地であるかどうかについてまで確認することは困難だと。したがって、いずれかの住所が記載されていれば、政治資金監査においては記載不備とは扱わないということでごさいます。

それから(2)住所の特定が困難な場合についてでごさいますが、3行目のところに書いてございしますが、法の規定に基づき可能な範囲で調査の上、会計帳簿への住所の記載に努めることが求められるであろう、政治団体の側はやはりそのようにすべきであろうと。しかしながら、事実上又は社会通念上、特定することが困難であると客観的に判断される場合には、以下の例のように住所不明又は住所の記載の一部省略の記載とすることもやむを得ず、この場合、政治資金監査においては記載不備とは扱わないということでごさいます。

それで、次のページにまいりまして、どのような例が想定されるかということで、ここには3つ掲げております。例えばコインパーキングの駐車代として、支出を受けた者が〇〇パーク、備考としては港区赤坂、番地まではわからないというケースがあるであろう。それからタクシー代として個人タクシーについては、前回もちょっと御説明いたしました。レシートにおいてはその個人タクシーの組合の電話番号の記載まではある。ただ、そこに仮に電話をしても、運転手個々人の住所までそれによって把握することはできないの

ではないかということで、住所そのものの全体が不明になるのではないかということで、住所不明。それから書籍購入費で、政治団体、国会議員の方々が外国に出張された折にさまざまな支出を行った、そういったものの中には政治団体が負担するものもあって、それで外国の住所についてもやはり詳細まで把握できないというケースがあるのではないかというように、このように例示しております。

それと、委員限り資料Aを御説明させていただきます。ただいま御説明いたしました資料1につきましては、現行法に基づいて住所を記載しなければならないという前提に立って、その上で記載できないケースについてどのように監査するかということでございましたが、次に、資料Aについては、そもそも会計帳簿に、その支出を受けた者の住所まで記載する必要性というものが本当にどこまであるか、その点について検討した上で、省略してもいいケースがあるのではないかということで、仮に法改正について建議をするとした場合、このような案が考えられるのではないかということで、資料A-1とA-2の2つのケースを想定して用意をいたしております。

まず資料A-1について御説明をいたします。なお、この建議につきましては、委員会から総務大臣に対して建議をするということになっておりますので、相手方は総務大臣ということでございます。

1枚おめくりいただきまして、会計帳簿の必要記載事項に関する建議（案）ですが、1は会計責任者の義務というものを書いております。1段目は政治団体全体について記載をしておりますので、会計帳簿に支出を受けた者の氏名及び住所、それから支出の目的、金額、年月日を記載しなければならない。さらに、1件5万円以上の支出については領収書の徴収が義務付けられている。国会議員関係政治団体については特例がございまして、領収書の徴収というところについては、その他の政治団体が1件5万円以上ですが、国会議員関係政治団体はすべての支出について領収書等を徴収する。さらに登録政治資金監査人による政治資金監査を受けることが義務付けられている。

そこで、問題の所在としまして、先ほど資料1の方で見ていただいた問題があるという中で、どこまで本当に住所の記載が必要であるかということが検討されるべきであろうということで、次の、もう1枚おめくりいただきまして、「3. 会計帳簿への支出を受けた者の住所の記載の必要性」ということで、ここでは2つの観点から検討したことをまとめております。1つは、(1)としまして支出の実在性の担保ということで、先ほど1のところの説明しているわけですが、会計帳簿に住所まで書かせるといったことの原因を考えてみ

ますと、やはり支出の実在性をそれによって担保するという事ではないか、そのように考えた場合、国会議員関係政治団体については、すべての支出について領収書の徴収が義務付けられている。さらにそれについては政治資金監査できちっと突合を行っているということですので、会計帳簿に住所まで記載されていなくても支出の実在性というのは十分確認できるのではないかと、それによって不正な記載とか報告というものは十分に防止できるのではないかと。さらに、なお書きのところは、民間企業をはじめ一般的に会計経理の実務において、その住所までが重要な情報だということにはなっていないのではないかと。そうした中では、会計責任者に対して必要以上の負担を課しているという意見もあるということでございます。

それから(2)の収支報告すべき情報としての役割ということで、(1)で、要はすべての支出について領収書が添付されて全部監査人のチェックを受けているということになりますと、すべての支出について住所を記載しなくてもいいのではないかとという結論も導き出せるのではないかとということがございます。

そこでとどめて検討した結果が、実は資料A-2の方でございまして、すべての支出について住所の記載を国会議員関係政治団体については省略してもいいんじゃないかというのがA-2でございまして。それに対して、(2)で収支報告すべき情報としての役割というふうに記載しておりますのは、収支報告書においては国会議員関係政治団体については人件費以外の経費で1件1万円を超える支出について明細を記載するという事で、そこで住所の記載が求められております。そうしますと、仮に会計帳簿の方に住所は一切記載しなくてもいいということになりますと、領収書にも住所が必須となっておりますので、領収書にも住所がない、会計帳簿にも住所がないといった、基礎資料の方に住所がない中で収支報告書の方にだけ住所が記載されているということになりますので、そういう観点からは、収支報告書に記載が求められているところはやはり会計帳簿にも住所を記載すべきではないかということが(2)の趣旨でございます。

それで、(1)、(2)をあわせまして結論としまして、国会議員関係政治団体については、収支報告書への明細の記載の対象とはならない人件費及び1件1万円以下の支出について住所の記載の省略を認めてはどうかという結論としております。なお、その2段落目で、本建議の趣旨を踏まえ、政府及び国会において法改正に向けて必要な検討がなされるべきと。ここで建議の相手方は総務大臣ということになっているわけですが、政治資金規正法の改正に当たっては、やはり国会各政党、各会派での議論によって結論が導き出されるの

であろうということも念頭に置きまして、政府及び国会においてというような書き方をいたしております。さらになお書きで、国会議員関係政治団体以外の政治団体については、領収書等の徴収が1件5万円以上の支出に限られている。言うなれば、1件5万円未満の支出については領収書がないという中では、やはり会計帳簿に住所を記載してもらうという今の取り扱いを維持してもよいのではないかというふうにまとめております。

それで、資料A-2の方は、先ほどもちょっと触れましたが、収支報告書の関連について考えなければすべての支出について住所の記載の省略を認めてよいのではないかということでもまとめているものでございます。

なお、建議につきましては、実際その建議をしたときに、そのような政治資金規正法の改正というものが現実動くような状況にあるかといったようなことも十分見極める必要もあろうということで、今回、委員限り資料としてお出ししましたのは、現時点で考えられる改正の方向性についてはこういったところかということでもまとめてみたものでございます。資料1と資料A-1、A-2につきましては以上でございます。

【上田委員長】 この件につきまして御質問、御意見がございましたら、どうぞ御発言いただきたいと思っております。

【牧之内委員】 ちょっと質問をお願いします。

この資料1、内容的には異議はありませんけれども、これは、取り扱いとしては、本日これで委員会が了承したということになれば、どこをどう変えて、研修テキスト等の内容等が変わっていくんですか。あるいは説明会や研修会での説明の内容等が変わるとか。

【松崎参事官】 これにつきましては、今後行います研修についてはこの内容について言及していきたいというふうに考えております。一方で、昨年度までに受講された方も後ほどの資料を見ていただくと800人以上いらっしゃいますので、その方々には、この公表資料を送付することによってその趣旨を御理解いただければというふうに考えております。なお、テキスト自体にはここまで詳細には触れておりませんので、補足といいたしうか、研修会の説明の中で補っていきたいと思っております。

【牧之内委員】 はい、わかりました。

【上田委員長】 これは建議だから総務大臣側の何か回答が必要な行為なんですか。

【松崎参事官】 資料1につきましては建議ではなくて、既にまとめました政治資金監査マニュアルの補足の説明という形になります。また、資料Aの方の建議について、建議を受けた後、何らかの回答があるという取り扱いにはなっていないと思っております。

【上田委員長】 なっていない、そうですか。

【丹下事務局長】 建議というのは、委員会として一方的に見解を示して、あとは国会あるいは政府の方でお願いしますという仕組みになっていますので、もらった立場からすると、必ずしも回答義務があるということにはなっていないと思います。それによって法改正をした、あるいは政省令を改正したということ自体が一種の回答となっているということではないかと考えております。

【松崎参事官】 なお、他の私どもの委員会とは別な委員会で、やはりいろいろ建議を行っているようなところがあるんですが、そこは年間の実績として建議を行って、その結果、どう変わったかというものを報告的にまとめて公表しているというような例はあるようです。ただ、そこはまさに活動自体を報告するようになっており、したがって、建議の相手方から何らかのものが返ってくるという形はないようです。

【上田委員長】 御意見ございましたら、どうぞ。

【牧之内委員】 この建議も本日の議題になっていると見ていいんですか。

【松崎参事官】 はい。委員会の資料としては御議論いただいた上で、実際に本当に建議するときにはまたきちんと正式に御議論いただきたいと思います。したがって、内容的にどうかということと、さらに建議としてもう少し、このテーマのみならずもいろいろな考える必要があるのかも含めて御意見をいただければ、また次に私どもとしてはいろいろ用意する上で委員会の御意見を参考に事務を進めていきたいと思っております。

【牧之内委員】 ちょっとさっき参事官も触れましたけれども、建議をしたら、政府なり国会なりがどんな対応をするのか、そこのところは何の見通しもない状況で、ただ一方的に出したらいいということでもないでしょうし、それから、委員会として建議をするならば、個別事項をその都度その都度出すんじゃなくて、ある程度これとこれとこれと複数の項目等があってやる方が重みもあるしということで、今すぐこの建議をするというような結論は出さない方がいいだろうと思いますし、特にこの1、2のどちらをとっていくのかというのはかなり難しい話のようでもありますので、私は今ちょっとどちらがいいという結論は持ち合わせてないんですけれども。

【上田委員長】 では、今後の検討課題に乗せるということは言えると。本日はここで結論を出さないと。

【牧之内委員】 ええ。

【上田委員長】 それで資料1の方は、これは皆さん方の御賛同を得た、そういうことでよろしいですか。では、資料1については登録政治資金監査人に周知する。それから建議の方については今後の検討課題ですが、本日何か少し議論しましょうか。

【松崎参事官】 そのA-1とA-2というのが、例えば事務局でも考えておりましたときに、一遍に全部、国会議員関係政治団体については住所を全く記載しなくてもいいよというところまで一気にいくのか、やはり収支報告書等の関連というのはそれなりに重く考えるべきなのかというところで本当に悩んでおまして、まさにそこで2案出てきたというところでございます。

ただ、収支報告書に出てきて、収支報告書もちゃんと政治団体はその控えは通常の場合にとってはありますので、政治団体の側もどこかに住所は書いてあるという状態は、仮に会計帳簿に書いてなくても控えはどこかにあるということではあるので、一気にいく、なくすというのも考えられるのかなということですが、そこがどう受けとめられるかと。

【牧之内委員】 一気になくすとしたときは、国会議員関係政治団体以外の政治団体だと収支報告書では政治活動費で1件5万円以上のものは住所を記載しなければならないということですかね。その取り扱いは従前のままで、国会議員関係政治団体はすべて要らないということになると、バランスはとれるんですかね。収支報告書に住所を記載する部分だけは同じ扱いにするとか、ちょっと整理ができないでしょうか。

【松崎参事官】 そういうふうに仮にした場合は、確かに国会議員関係政治団体については会計帳簿には住所の記載が一切ないけれども、収支報告書には1万円を超える支出について住所が出てくる。それでその他の政治団体は会計帳簿には一応全部住所が書いてある。会計帳簿に書いてあるはずだということで、収支報告書の方はそのうちの5万円以上の支出だけ出てくるということであるのですが、省略していい理由としては、まさにこの先ほど見ていただきましたように、とにかくすべての支出について領収書もとった上で全部チェックも受けていますので、架空の支出が盛り込まれるということは、国会議員関係政治団体についてはおよそ考えにくい状態なのかなと。これに対してその他の政治団体の場合は、やはり領収書自体が5万円以上の支出ですので、5万円未満の支出には領収書自体がもうないので、その取り扱いに差が設けられるのはそれなりに説明はつけられるのではないかという感じはしております。

【上田委員長】 それと登録政治資金監査人の監査が入っているということですね。

【松崎参事官】 はい。

【上田委員長】 かなりドラスチックな考え方ですけども。

【丹下事務局長】 私ども、事務局内部で検討いたしましたときには、A-1とA-2が必ずしも対立的じゃなくて、例えばまずはA-1の方でやってみて、非常にうまくいけばドラスチックにA-2の方にもっていくか、ということも考えられますので、今後の進展次第の部分もあるのではないかと。そういうやり方について国民あるいはメディアからも理解が進めば、いい方向ではあるんじゃないかと考えております。

【小見山委員】 そもそも論ですが、この帳簿に住所を書かなくていいんじゃないかというこの建議は一般の会計帳簿とかけ離れているということとか、政治団体にかんがりの負担がかかるんじゃないか、こういうところからそもそもこれは考えたことだと思うんですが、今は手で書いている方が多いんですが、今後、コンピュータですべて一元化されて、インプットするときにはすべて頭の中に収支報告書の明細を考えながらインプットしていくとすると、会計帳簿には自動的に住所が出てくるのです。すると、時代の流れで、今ここでこう議論してこういうふうな形で法律のことを改正しようというのもよくわかることですし、私もそれは前回までお話しさせていただいたときに、一般の帳簿にはないんですよというお話をさせていただきました。ただ、その収支報告書がすべてコンピュータ化された中での結論として出ていく時代に逆になってきますと、そこにある打ち込んだ住所というのは当然のことながら帳簿に出てきても別に面倒もないと。ただ、そこで今度ここに出てくると、A-1とA-2の差は、いわゆる収支報告書に出てこない小さいところまでインプットしなくちゃいけないんですかという質問になってきたときに随分大きな差が出てくるんじゃないかなというふうに思っております、まだ私が知っている範囲では帳簿なり収支報告書を手で書いている方はたくさんいらっしゃいますので、ですから、今の段階ではこれは非常に価値のある議論になってくると思うんです。ただ、将来的に本当に全員が皆さんがおつくりになったコンピュータの仕組みとかそういうものを使ってやるようになってくると、1万円以上の部分と1万円以下の部分については分けるというのは非常に意義がありますが、すべてをなくしてしまうということについては、どうせ収支報告書に1万円以上には住所を書かなくちゃいけないんだからとなってくると、この2の方はあまり効力が出てこないかもしれませんというふうに私はちょっと思いました。

【松崎参事官】 確かに、小見山委員から御指摘いただきましたように、今、選挙部の方でつくっている会計ソフトも、会計帳簿の方に住所を打ち込めば、それが自動的に収支報告書の方に記載が行きますので、確かにそれを利用する限り、このA-1であろうがA

ー2であろうが、入力1回で、政治団体側の事務負担自体に差は、収支報告書の方のルールが変わらない限りは事務負担は変わらないという見方は、確かにその会計ソフトがきちっと使われるようになるとそういうことはあるなというふうに思います。

【上田委員長】 ほかに御意見はございますか。

この委員会は国会議員関係政治団体だけの委員会だから、いわゆる一般の政治団体のことは考えなくていいんですね。

【松崎参事官】 いいえ。建議については、収支報告の公開ですとか重要な事項ということで、必ずしも国会議員関係政治団体に限ったことではなくて、収支報告全体のルールについて委員会として建議することは妨げられていないかなというふうに思っております。

【上田委員長】 そうすると、ほかの政治団体の収支報告書もにらみながら議論しなきゃいけないわけですね。

ほかに何か御意見ございませんでしょうか。

では、これはまた引き続き検討するという事で本日のところはよろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

【上田委員長】 はい。では次に第2の議題の、収支報告書の記載方法について説明を事務局をお願いします。

【松崎参事官】 それでは、まず資料2を御覧いただきたいと思います。「収支報告書等の記載方法について(クレジットカードを利用した場合)」ということですが、収支報告書の記載方法のうち、クレジットカードの利用をした場合の記載方法につきまして、は前回の委員会でも御説明申し上げましたが、カードを利用したときに支出とそれに見合う収入とを両建てで記載して、次に実際に口座振替で引き落とされるときにもう一度記載をするというその記載方法が収支報告書の記載の手引の方に示されているというのですが、それについてはもっと簡略な記載方法にならないかという意見の中で、前回、その簡略化の方向として、1つはカードを利用した時点で1回記載することで足りるという考え方と、実際に現金が動く口座から引き落とされる振替のときに1回記載するという事でどうかという案を幾つか御説明させていただきましたが、前回の委員会での御議論も、基本的にはやはりクレジットカードを利用した時点で記載をするというのが、政治団体が現実にそういう取り扱いをやっている中では、そういうふうな方向で簡略化の記載方法を示すのが適当ではないかということが意見の大勢であったかと思っておりますので、その形でこ

のペーパーをまとめております。

1つは○のところですが、クレジットカードにより物品やサービスを購入した時点で支出の目的ごとに支出額を計上する。それで、実際の現金の流れを捕捉するため、備考欄にクレジットカード支払いである旨、口座振替時点等の情報を記載するのが望ましいと。備考欄の記載につきましては義務付けることができないということで、備考欄については記載されないケースも出てくるのではないかと。その際に、記載されていない場合に記載が不備だということにするのは、これは難しだろうということで、できればこういった情報も入れていただくのが望ましいという表現にいたしております。

それから3つ目の○で、なお、口座振替の利用は領収書等を徴しがたい事情に該当すると。基本的には口座振替の場合は徴難事由に当たりますよということがマニュアルでも示されておりますが、この場合、徴難明細書に記載する扱いとはせずに、クレジットカードを利用した際に発行される書面を領収書として取り扱っても差し支えないのではないかと、いうふうにまとめております。

なお、このような考え方を示しますが、今後どうするかということについて所管庁において検討していただいた上で、この簡易な記載方法でいこうということになれば、記載の手引自体を改訂していただくなり検討してもらおうということでございます。したがって、委員会としては、今回、このような考え方をまとめて公にしておくということでございます。

続きまして、今度はまた委員限り資料の資料Bにつきましてあわせて御説明をさせていただきます。これも収支報告書の記載に関連することということでございますが、支出項目の区分の分類についてでございます。支出項目の区分の分類につきましては、これまでの委員会でも何度か御議論がなされたところでございますが、1のところで分類の基準としましては、政治資金規正法施行規則において定められていると。それで、実際どういうふうになっているかというのは、この資料の5ページ、一番後ろに別紙としてつけております。経常経費と政治活動費に分かれ、さらに経常経費は、人件費、光熱水費、備品・消耗品費、事務所費の4つの費目である。それから政治活動費の方は組織活動費、選挙関係費、機関紙誌等の発行その他の事業費。この機関紙誌の発行その他の事業費は、さらに中が分かれておまして、(ア) 機関紙誌の発行事業費、(イ) 宣伝事業費、(ウ) 政治資金パーティー開催事業費、(エ) その他の事業費、このように分かれております。それから調査研究費、寄附・交付金、その他の経費、このように分かれておまして、実際どういう経費

がそこに該当するかということも一応省令には記載がされているわけでございます。

しかしながら、各政治団体の方の会計責任者からは、やはり実際どういうふうに分類していいのかがわからない、悩ましいというのが幾つかあるということでございます。ここには、2. 区分の分類に当たっての基本的考え方として幾つか書いておりますが、まずは物品やサービスがどのような目的で必要なかを把握して、それで分類してもらおうということでございます。支出によって得た物品やサービスが同じものであっても、目的によっては経常経費であったり政治活動費であったりということになります。現行の今の区分ではそういう取り扱いになっているということでございます。

したがって、2つ目のところですが、支出項目の区分に分類に当たっては、まずは経常経費なのか政治活動費なのかということをはっきりと考えて分けてもらわなければいけない。経常経費につきましては、政治団体が団体として存続していくために恒常的に必要な経費だと説明をされております。

それで、経常経費に区分すべきもののうち、人件費、光熱水費及び備品・消耗品費というのが、先ほど見ていただいた5ページの表のところに分けていただきますと、そうすると、経常経費ではあるけれども、人件費、光熱水費、備品・消耗品費には区分できないというものは、すべて事務所費の中に入ってきますということです。事務所費の中の説明は、資料の5ページの事務所費のところを見ていただきますと、事務所の借料損料（地代、家賃）、公租公課、火災保険金等の各種保険金、電話使用料、切手購入費、修繕料その他これらに類する経費で事務所の維持に通常必要とされるものというふうに書いてあります。一般的にはまさに家賃を想定されているケースが非常に多いかと思いますが、それに限らず政治団体が団体として存続していくために恒常的に必要な管理運営的経費も計上されるということでございます。

それから4つ目のところでは、複数の支出の目的を有し、支出の目的に応じて分類することが事実上困難な経費、これは政治団体の側が本当に区分しにくいというような経費が幾つかあるようですので、そういうものについては、主たる目的と判断される支出項目に一括して計上することとしてもよいのではないかとということで示しております。

それから次のページ、その他の経費にはということで、これは政治活動費の中で組織活動費、選挙関係費、機関紙誌の発行その他の事業費、調査研究費、寄附・交付金以外のもので、また経常経費にも属さない経費ということになっております。

次にもう1枚おめくりいただきまして、「Q&A（政治団体から疑義が寄せられたもの）」

としてまとめておりますが、その最初のところで、今回、質問に対して回答というものを示しておりますが、これらはいくまでも標準的な分類例を示したものであるということでございます。したがって、次の2つ目のところで、以下の標準的な分類例以外の分類が認められないものではないというふうにあえて書いておりますのは、政治団体の中には目的が違うんだということで、ちゃんと説明がつくのであれば、そういった分類もあるであろう。したがって、今回の回答に従っていないなくても、それがたちまち間違っているとかいうことにはならないということでございます。

その表の中を若干見ていただきますと、1は人件費で、人件費にはどこまでの範囲の経費を計上できるのか。ここは今回の改正でも内訳が明らかにならない経費ですので、そこについてはいろいろなものが恣意的に盛り込まれないようにきちっと回答しなければいけないかなというふうに考えておまして、この回答では、「人件費に計上すべき支出は」以下は、省令に書いてあるとお書きしてあるんですが、下から4行目のところで、「基本的には賃金台帳に記載されるものと政治団体が使用者として負担する社会保険料等が該当する。」ということです。賃金台帳にも記載されないのに人件費だというふうに政治団体から例えば職員に支給されているというものは、やはり説明がしにくいのではないかということでございます。

そのような中で、政治団体の職員の福利厚生費はどの項目に分類すべきか、こういった質問もございまして、そこはやはり手当として個人に支出されるのであれば人件費になるでしょう。ただ、それ以外の形態のものは事務所費に計上されるのではないかというふうに回答をまとめております。

それから3番目、法人向けの文具配送サービス、一括して請求された場合はどうかというものは、目的に応じてと。

それから4番目、駐車場、ガソリン、これが分類しがたいということなんですが、一括して計上して差し支えないのではないかとといったようなこと、それから5番目もそうでございます。

回答では、事務所費又は政治活動費のいずれかの項目という回答になっているのが多くて、必ずしも政治団体からすると答えになっていないと言われる可能性もあるのですが、一方で、逆に事務所費と示すことによって事務所費に入れても大丈夫なんだということを政治団体の側には安心を与えるのではないかということでございます。

次のページへ行っていただきまして、9番目が監査報酬、今回の登録政治資金監査人に

対する監査報酬は事務所費に分類していただいてはいかがかと。これに関連することですが、弁護士、公認会計士に対する顧問料はどこだということで、これも事務所費でよいのではないかというふうにしております。

そのほか、例えば16、政治家のパーティーの会費はどの項目に分類すべきか。これは政治活動費の中に、組織活動費の中に例示として大会費、行事費、組織対策費、渉外費、交際費というようなものが示されておりますので、これらに当てはめていただきたいということで、これは渉外費ではないかといったこと。あるいはまた18番慶弔費は交際費ではないかといったような回答をしてまとめております。

これらについてももう少し内部でも調整をして、選挙部とも協議をした上で、いずれかのときには表に示していきたいということでございます。

資料2と資料Bについて、以上でございます。

【上田委員長】 ありがとうございます。この件につきまして御質問あるいは御意見がございましたら、どうぞ御発言いただきたいと思います。

【牧之内委員】 資料2ですが、これはE T Cのときに、委員会としてこういう取り扱いにした方がいいんじゃないかということで処理いたしましたよね。これはあの様式とは違いますよね。その様式はまた後でつくるといことですか、きょうの議論を踏まえて。

【松崎参事官】 E T Cのときの様式ですか。

【牧之内委員】 E T Cについてはこういう簡易な取り扱いでいいんじゃないか。そして今後も簡易な取り扱いについて検討していくというような、委員会としての姿勢を示しましたよね。ちょっとどういう文章だったか正確には覚えていないけれども資料2は、その文章とは様式が異なり、内部資料的なものになっていますよね。というよりも、所管庁においてその取り扱いを検討されたいということで、何か委員会が外部に向かって投げたような文章でもあるんですが。だから、これは取り扱いをまずお聞きしたい。本日これを出されたんだけど、これを委員会として、所管庁である政治資金課にこの文章を出すという意味ですか。誰が出すのかもわからないんだけど、ただそのもとになる内容ということなんですか。ということが1点。それから内容的に見たときに、政治資金課がどこまで踏み込んだのかということなんですけれども、クレジットカードを利用したときに発行される書面は領収書等として取り扱うこととしても差し支えないと書いてある。だから領収書としてあくまでも認めてないわけですね、この文章は。領収書として取り扱うこととしても差し支えないという言い方になっているんですが、だから、そこらのところが

極めてあいまいなんですけれども、政治団体の方も本来はいけないんだけど、差し支えないということでこういうことを認めてもらっていると。それをこの委員会も、本来は領収書じゃないんだけどそういう取り扱いをしても構わないよということなのか。ちよっとそのところが曖昧だなという点が1点。

それからもう1点は、備考にクレジットカードによる支払いを書くのが望ましいというふうになっていますが、この取り扱いをするのであれば、あえてクレジットカードによる支払いを備考で書かせる意味がどこにあるんだろうか。年を越えるということで現金収支が合いませんよというときには、それはもう備考で書いてその旨を、その理由がはっきりするようにというのは、むしろ政治団体側の自衛手段としてはあると思うのですけれども、この委員会なりが出す資料として、これはクレジットカードで支払ったんですということをあえて書かせる意味というのがどこにあるのかなという、以上の点をお願いします。

【松崎参事官】 形式としては、これでお決めいただきましたら、これに委員会としては鑑をつけて選挙部に文書を出しますので、これ自体がそのまま委員会の見解として行くということでございます。

それと、領収書として取り扱うこととしても差し支えないとなっておりますのは、団体によっては、実際、カードを使った時点で領収書が出てこないケースもあると、ですから、クレジットカードの利用が常に領収書が発行されて、それが領収書として扱われるというケースだけではなくて、やはり領収書等を徴しがたい事情に該当するというので、そちらの方で取り扱う例もあるのではないかとということで、若干あいまいな表現にしているということ。それからさらに政治資金課としてどこまで踏み込んだというところは、まさにそこが非常に何をもちいて支出とするかということについては、なお政治資金課でも若干検討した上で、この取り扱いで明らかにするかということ判断していく。そこを委員会としてはボールを投げて、政治資金課の方で十分そこについても検討していただいた上でこの方向でということであれば、先ほども申しましたが、手引の改訂をしていただくということでございます。

それから備考欄の記載につきましては、今示している手引の方で、煩雑だということあれなんですけれども、なぜ収支両建てで書いた上でというふうにしているかということについては、やはり支出の内容といたしましうか、そこを明らかにするということでカードの支払時点である。それからあとは現金の動きをきちんと捕捉するんだという2つの面があってそういう記載にしていると。今回も、簡略な方法にはしつつもその2つの趣旨を生か

すとすると、現金の流れについても何らかの言及をしておくのがより望ましいのではないかと、備考欄に引き落としの情報まで入れているということでございます。ただ、じゃあそこが徹底されるかという、やはり備考欄でございまして、そこは徹底されないことも十分あり得ると思うのですが、今の手引との連続性を踏まえて、一応そういった2つの趣旨は収支報告書で生かせる限りは生かした上で簡略な方法にしていきたいということで、このようにまとめております。

【牧之内委員】 すみません、そうしますと、これは出すけれども政治資金課がどう取り扱うかということはまだペンディングな要素を持っているということですか。

【松崎参事官】 政治資金課においても、簡略な方法を示さないと原則的なルールが実際多分守られないという中では、簡略なものを示さなければいけないというところまでは合っていて、仮にこうした場合に他のいろいろな問題が生じないとか、そこを十分見極めてもらうということが必要かということでございます。

【上田委員長】 では、ほかの委員の方、何か御意見ございますか。

【丹下事務局長】 よろしいでしょうか、若干補足いたします。今、参事官が申し上げましたように、政治資金課の方も当方の見解を真摯に受け取りまして、前回少し言いましたような法律解釈の問題との整合性がとれるのかどうか、それから、あくまで今は監査を受ける国会議員関係政治団体について、議論しているので、その他の団体とのバランスをどうするかなどを総合的に判断した結果、決めるんじゃないかというふうに考えております。

【谷口委員】 資料2に関しては、原案及びこれまでの議論のとおりでよろしいかと思っております。資料Bに関しては、これは以前も申し上げたことの繰り返しに若干なるのでありますけれども、そもそものお話として、支出区分の分類というものはもっと大幅に簡素化する方向で見直しがあつてしかるべきではないかというふうに思います。例えば、経常経費と政治活動費のどちらに分類するのがいいのかということをお会計責任者あるいは監査人が、この支出はこの項目にあつていいのかを一々考えるというのもあまり適当ではない場合もあるように思いますし、歴史的な経緯からしても、1975年に政治資金規正法を改正したときには、行く行くはこの企業団体献金の使途を絞るというような構想が三木首相においては、まあ個人的なのか組織的なのかわかりませんが、あつたというふうに聞いておりますが、そういった構想も今日はないわけですから、この経常経費、政治活動費をそもそも分けるということのレゾナートルも今日では当時と比べると極めて薄くなつてい

るのではないのか。しかも、選挙関係費にしてみても、常在戦場ではありませんけれども、非常に政治団体の日常活動というのと選挙運動というのが実際問題は区別しにくくなっているというような現状を踏まえれば、これは監査のしやすいように、記入のしやすいように、あるいはそもそも政治活動の実態に即していないというところがあるわけですから、あまり細かく分類するというのじゃなくて大幅に簡素化する。簡素化するがゆえにより実態を逆に反映することがあるのではないかということで、これは直ちには決して申しませんが、中期的、長期的には抜本的な見直し、これは国会議員関係政治団体に限らず、全体の政治団体に関して見直すというのを、ここで検討するわけにはいかないんでしょうけれども、働きかけるという方向を少しお考えいただければというふうに思います。

【丹下事務局長】 今、谷口委員がおっしゃるところは我々も非常によく理解できます。いわば時代の流れにあわせて変えるべきところは変える、まさにそれがこの委員会が託された職務の1つであると私も考えております。

そういう中で、先ほど牧之内委員から建議の話がございましたけれども、例えばこの分類項目について、委員会としてはこう考えますとか、将来的にはこうしてもらいませぬかというのを出すのも建議の1つのスタイルになり得ますので、それも含めて委員の方々から積極的な提案あるいは議論をしていただくことが大事なんじゃないかと考えているところでございます。

【松崎参事官】 また、じゃあ具体的にどういうふうにとということについて、この場が適当なのか、又は私どもが適当なのかというのは、若干まだ判断しがたいところではございますけれども、可能な限り、事務局としてもどういう方向があり得るのかといったことを勉強した上で、また、ある程度方向といいましょうか考え方が、事務局なりにそれなりの資料がお出しできるようになれば、またその際に、企業の実例ですとか、そういったことを含めて御意見をいただければというふうに考えております。

【小見山委員】 小見山です。ちょっと参考だけよろしいでしょうか。

実は、これは政治の支出のことを言っているんですけども、会計の中に公益法人の会計というのがありまして、そこは普通の企業とは違うんですね。そこに出てくる支出の並べ方は、いわゆる管理費と事業費を分けなさいと。まさにこれと同じなんですね。管理的な項目と事業に使ったものとを分けろと。事業に使ったものは50%以上になるのかどうかチェックをしろとか、そういうのは出てくるので、これもその流れがあるのかななんて

私は思っ見ておりました。ただ、正直申しまして、管理費とか事業費を分けるというのは、その公益法人の事業自体が公益性があるかどうかを判断するためにどうしてもやらざるを得ない1つの手段でもありますけれども、この政治資金の場合は、そういうことに対する歯どめというかたがというか、そういうくくりというものを設ける必要もないというのは、谷口委員と私は全く同じ意見でございますので、そういう意味では、もうそろそろそういうことも着手する必要があるかもしれないですね。

【上田委員長】 では、この点についてはこの程度でよろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

【上田委員長】 次に、議題3の政治資金監査に関するQ&Aについて説明を事務局にお願いいたします。

【松崎参事官】 それでは、資料3で事前に御説明したのから2項目ほど削除といたしますでしょうか、抜いております。それが席上配付の方でございます。これもあわせて御説明させていただきますので、これらの資料を御覧いただきたいと思います。

まず、Q&A(その2)ということでございますが、左の番号は、前回のQ&A(その1)からの続きで振っております。まず30番は、これは監査人の方の御質問でございますが、領収書等を見たときに、政治活動には関係ないのではないかというふうに思ったときにどうすればいいかということですが、政治活動に關係する支出であるか否かについては国会議員關係政治団体が判断します。ただ、不明な点があれば、そこはヒアリングで確認をしていただければということ。この回答の中の表現で、当該領収書等について、真正性という表現を使ったもので事前に御説明しておりましたが、この真正性という言葉を「真正なものであることについて」と改めております。

31番から34番までにつきましては、これは政治団体からの質問事項の中で、領収書として認められるのではないかというものでございます。

1枚おめぐりいただきまして、35番は振込明細書について、振込手数料の部分についてはこの明細書自体が領収書に該当するのかということですので、それは該当すると。振込明細書の一般的な振り込みの金額についてはどうかというと、支出目的書を添付することによって領収書等と同じように扱われるということになっております。

36は、デパート、コンビニ等のレシートは、あて名書きさえされていないので、政治団体の側では領収書なのかということが非常に気がかりだということでございますが、これはこれまでも御説明いたしているところでございますが、支出の目的、金額、年月日が

記載されていれば、あて名がないものであっても領収書等には該当するというごさいます。

37番はお品代ということですが、これも会計帳簿に記載された支出の目的と整合性がとれていると判断されるものは問題ありません。なお、ただ、やはり収支報告の透明性の観点からは、支出の目的はできる限りわかりやすく具体的に記載されていることが望ましいということを加えております。

38番、「請求書のとおり」につきましては、この「請求書のとおり」と書いた領収書だけだと、実際、何に使われたのかが不明だと言われる可能性がありますので、それは請求書と一体のものとしてきちっと保存されていれば、あわせて領収書たり得るということでごさいます。

そこでこの後に席上配付としておりました39番、領収書の記載だけではよくわからないと。具体的に前回の委員会で見ていただきましたのは、小さなレシートで3コース900円と書いてありましたコイン洗車場での自動車の洗車のレシートのようなものなんです、これは3コースとは書いてあるんですが、それがなかなかそれだけではわからないわけですが、会計帳簿に洗車3コースと書いておいてくれれば、それとの整合性がとれるのではないかということが39番。

それから40番は、そもそも支出の目的が記載されていない場合はどうなんだということで、実際の例では、居酒屋の領収書で5万円を超えているもので収入印紙まで張ってあるんですが、ただし何々というところが全く書いてないと。でも、一般的には飲食代だろうというふうに推測されますし、会計帳簿を見れば、おそらくはそう記載されているとなると、整合性はとれているということで、それでも領収書が存在するものとして扱ってもよいというふうに、この40番のところでもとめたわけでごさいます。ただ、この40番の回答を長々と書いておりましたのは、領収書の支出の目的が記載されていない、例えば今申し上げました居酒屋の領収書が目的が書いてなければ、やはり政治団体の側はその居酒屋にもう一度それを持って行って、飲食代と書いてくださいというふうに求めるのが、監査マニュアルではそこを言っております。したがって、領収書等の発行者に対して記載の追加をしてもらいべきでしょうと、あるいは再発行してもらいべきでしょうということが監査人としてはまずやるべきことであるということ、あえて政治団体に対してはそう緩くはしたくないという意思をこの2段落目に込めて書いておりました。

それで、今回、この部分を落としましたのは、内部で選挙部とも協議をした中で、実際、

法律上は領収書等には支出の目的、金額、年月日の3事項が記載されている。記載されていなければ領収書じゃないと明記していますので、それとの法律との整合性といいたしうか、その説明をどういうふうに折り合いをつけるかというところで、なお説明の仕方であるとか、そういうところを十分検討したい、それだけの時間を私ども、それから選挙部でもう少し時間をいただきたいということで、今回はこの部分を落としまして、改めてまたまとまりましたところでお諮りしたいということでございます。

なお、ただ、そういった領収書について、実際、じゃあそれが領収書でないといったとなりますと、たちまちそれは領収書等亡失一覧に記載をしてもらおうという取り扱いになってしまうので、そこになると監査の現場ではなかなか大変ではないかなというふうに思っております、そういうことが監査でなるべくスムーズにいきつつ、また対外的な説明が成り立ち得るようなことを考えていきたいということでございます。

それで資料3の方に戻っていただきまして、この39番、40番を抜きましたので、前は41番だったものが39番になっております。運送会社の代金引換を利用した際の領収書。発行主体が運送会社になってくるわけですが、これも領収書として取り扱って差し支えないだろうと。それから40番、発行者情報が記載されていない書面の取り扱いですが、これは事前に資料を御説明させていただきました折は、若干表現が非常にあいまいといいたしうか、支出を受けた者の氏名、住所、連絡先、印等の発行者情報がない場合であっても、必ずしも該当しないとは言えないみたいな言い方をして、じゃあどうなんだと、領収書に当たるやつと当たらないやつとかいろいろあるのかなのかというところがわかりにくいということでしたので、今回、ここの表現を、支出の目的、金額及び年月日の3事項が記載されており、外形上、支出を受けた者が発行した書面であると認められる場合は、領収書等に該当しますというふうに記載をしております。これはここで例として想定しておりますのは、先ほども申しましたコイン洗車場のレシートにつきましては、領収書という題名があつて、日付と金額があつて、3コース900円とあるんですが、発行者情報が全くない。何か「モンガタ00ゴウキ」とかというのがあるんですが、だれが発行したのかは、書面上は書いてないんですが、ただ、その書類はどう見ても機械で印字されて出てきておりますので、政治団体側が勝手につくったというふうには全く思われないうことだということで、そういったものを、これは支出を受けた者が発行した書面だなということが確認できるので、領収書等だろうというふうに書いております。政治資金規正法上の領収書の支出の目的、金額、年月日の3事項だと。じゃ、それ以外全くなくてもいいのか。単

なる紙に、まさに謝礼として何月何日5万円、誰が発行したのか全くないものでも領収書なのかと言われると、それになるとなかなか疑義が出てきてしまうのではないかということになりますので、そういったものを極力、何でもいいということにはなりませんということをごにここにあらわしたいということで、このような表現にしております。

次のページをおめくりいただきまして、41番の郵便局の払込票は振込明細書と同じと。42番、印字が読み取れなくなってしまうと、結局確認ができませんので、これはもう亡失一覧の方に記載していただかざるを得ない。43、44、45番につきましては、領収書等には該当しないだろう。それから46、47番につきましては、支出の目的が記載されていない場合、あるいはあて名書きさえされていない場合の取り扱いで、国会議員関係政治団体の側で書いてもいいかということ、政治団体側はその点は書いてもいいと言っしてほしいという思いであるのですが、それはやはり適当ではないということをお答えております。

それで、48、49のところは、1枚の領収書で複数の支出項目があるときの取り扱いで、48は、複数の支出がいずれも政治団体に対する支出のケース。49番は政治団体が支出する、負担すべき部分とプライベートな部分とに分かれるものが1枚の領収書になっているケースですが、想定されますのは、政治団体の職員の例えば携帯電話の代金については、実際はプライベートでも使っているんだけど、多くの部分は政治団体の仕事によっておそらくは多額の電話料を負担しているといった場合に、何割かを見ているとか、そういったケースが想定をされます。

資料3は以上でございます。

【上田委員長】 この件につきまして御質問や御意見がございましたら、どうぞ御発言ください。

【谷口委員】 この席上配付の方の40番なんですけど、言わんとしていることは非常によくわかって、それで大筋としてはいいと思うのですが、そうすると、これは具体的には監査人にはどうしろと言っていることになるのでしょうか。

【松崎参事官】 監査人から国会議員関係政治団体に対して、もう一回とってきてくださいというふうに促すわけですが、もしそれが事実上できないというものについては、会計帳簿等を見て整合性があれば、もうそれでもよしという形にしたいと思っております。

【谷口委員】 なるほど。じゃあ、とっていらっしゃいと言って相手ははいと言ったら、もう一回見なくちゃいけないということになるわけですね。

【松崎参事官】 はい。ですから、もうずっと遠いお店ですとかということだと、それはもう事実上無理だと。

【谷口委員】 なるほど、わかりました。あうんの呼吸が求められる。

【松崎参事官】 なかなかそこは非常に難しいのですが、普通はよしとするのではないかというふうには考えております。

【丹下事務局長】 これは非常にマージナルな事例だと思うんですね。要は、領収書ともなかなか言えない。かといって、亡失一覧表に入れるのも、ちゃんと紙が残っているからちょっとためらいがあるというグレー部分なんですよ。谷口委員がおっしゃったように、じゃあそれを放っておくのかといった場合に、これは個人的意見ですけれども、最後のセーフティーネットとしてこの委員会があると思うんですね。つまり、どうしてもこれは難しい、現場では判断がつかかねるということになると、現場での判断要素はできるだけ少なくしろ、とこれまで随分委員から御意見もございましたので、そこは委員会が引き取ってやるのが1つの手かなと考えておりますけれども、なおこれは委員さんの中で御議論賜ればありがたいと思っております。

【牧之内委員】 この今の席上配付っているのは、まだちょっとペンディングということですよ。

【松崎参事官】 はい、表に出ないということでございます。

【牧之内委員】 じゃあ、ペンディングじゃない方の40番ですけれども、ちょっと私、説明を正確に聞き漏らしちゃったので申しわけないのですが、前の資料と表現が違いますよね。

【松崎参事官】 はい。

【牧之内委員】 前はいわゆる発行者情報がないからといって直ちに領収書に該当しないということにはならないというような言い方で、基本的には発行者情報があることが基本ですよというのがわかるような表現になっていたと思いますけれども、今回は、3事項が記載されていて、外見上、支出を受けた者が認められる場合はと。だから、自分じゃなくて誰かほかの人が出したものだということがわかりさえすれば、それは領収書に該当するというので、極めて広くなったようなイメージを私は受けるんですけれども。しかも、洗車というイメージにならないんですけれども。ここに書いてあるのが洗車を具体的に想定をしてこの回答になりましたというふうにならないんですけれども。

【上田委員長】 この40番の方ですね。参事官、どうぞ。

【松崎参事官】 前回の表現は、逆に限定したつもりではあったのですが、ちょっと表現のニュアンスがうまく伝わっていないとすれば、前回の表現の方がまだ良かったでしょうか。

【牧之内委員】 私はそういうふうに読みました。領収書に該当しないということには直ちにはなりませんと。

【松崎参事官】 ええ。領収書になるケースもありますよと。

【牧之内委員】 ということは、発行者情報があることが当然、通常、一般的には前提ですということが含まれていると。だけどこれは、発行者情報がなくたって3事項が書いてあれば、それはいいですよとっていることになるんじゃないでしょうか。

【上田委員長】 ここの「外見上支出を受けた者が発行した書面であると認められる場合」というのはどう読むか。

【牧之内委員】 そうなんですよ、これは難しいですね。それを今度は監査人が判断しなきゃいかんということでしょう。

【松崎参事官】 その誤解が逆にこの表現で広がるということであれば、ねらいとしたところではございませんので、前のままでよろしければ、そういう形の表現にした上で公表したいと。

【小見山委員】 前の表現は、「発行者情報がないことをもって直ちに領収書等に該当しないとすることはできません。」ですね。

【牧之内委員】 なるほど。

【松崎参事官】 領収書になることだってありますと。

【牧之内委員】 それはいいんですよ。だから、例外的に領収書になる場合がありますよということですよ、前の表現は。

【上田委員長】 そうですね。

【牧之内委員】 これは一般的に外見上、支出をした者が発行したと認められればそれはいいですということで、こちらの方が広がっているように見えますけれども。

【上田委員長】 でもまあ、監査人にとってはこっちの方が前向きでわかりやすいですね。

【牧之内委員】 監査人にとっては。そうなんですかね。

【上田委員長】 監査人にとっては。

【小見山委員】 あとは世間の人がどういうふうに見るかだね。

【上田委員長】 企業の監査をやられている先生から見てどうですか。

【小見山委員】 私どもからしてみると、広くあれば、これでいいんだというふうにここで言うだけであれば、今、委員長がおっしゃったように、非常に楽という言い方をしているんですが、ありがたいんです。支出した事実だけをもってオーケーとする本来のものに戻りますから。ですから、判断基準が非常に、そういう意味では、お金が出ていったというふうな、領収書あるじゃないですかと、それでおしまいになる。

【上田委員長】 もう前向きに考えられると。

【小見山委員】 領収書だということで。それは確かですね。そういうことです。

ただ、法律上、読むと、まさにこの3つの要件に当てはまっていさえすれば、とりあえずは支出した事実。ただ、先ほどの参事官から御説明があったように、一人の人が何か知らないけれども書いただけのもので何だか全く分からない、本当に世間から見たときに5万円という支出があったんですか、本当はポケット入れたんじゃないですかというような、これは領収書なんですかというようなものについては、メモと領収書の差がここでは出てこないという意味では、非常にちょっとつらいところですね、これは。

【松崎参事官】 まさにメモと領収書を何とか区別するのに、この「外見上支出を受けた者を」というのを何とか盛り込んで、要するに質問された方が政治団体側からの問いです。要するに3事項さえあればいいんだなというふうに言われると、そういうふうな割り切りにはなりませんねという、でも、法律上はやはり3事項と書いてありますから、領収書になるものだってありますよということは認めつつ、だからといって何が何でも全部、3事項さえありさえすれば何でもいいんだ、発行者、何も書いてなくてもいいんだということを何とかこう、そうではないものもありますので、そういうことをあらわしたいということではあったんですが。

【池田委員】 44番なんですけれども、請求書に、細かい話なんですけど、請求金額と目的が入っていますね。請求書に上記のとおり領収しましたということで、領収した人の氏名と押印があれば、これはいいわけですね。領収書と認められるわけですね。

【松崎参事官】 その部分が入ることによってやはり請求書兼領収書みたいな感じの標題もよくあるかと思います。

【池田委員】 それとまた別件ですが、たまたま目的がわかっておるけれども記入されていなかった場合に、会計責任者が、あれはこうなんですよと書くことはどうなんですかね。

【松崎参事官】　そこがまさに46番のところで、支出の目的が記載されていない場合に政治団体側で書いてもいいかということなんです、やはりそこは適当ではないだろうと。あくまでもやはり発行者に書いてもらってくださいというのが監査人としてはやるところかなと。ただ、そこからさらに、そういうふうにはなるんですが、書いてなくても会計帳簿等を見たときに、これは領収書でいいなというところが席上配付の40番のところでございます。

【池田委員】　はい、わかりました。

それで、この委員会になって一番初めにお伺いしたんですが、領収書が法律には3要件と書いてあるけれども、それでいいんですかねということ質問しました。例えば、収入印紙が必要であるにもかかわらず貼っていなかったら、これは脱税行為ですねということ当然言わなければならない。でも、それはいいんですよということですよ。

【松崎参事官】　はい。

【池田委員】　それで、領収書の概念というものは法律に書いてありますが、ごく一般的な社会通念上の領収書の概念とは、この法律ができたのとは大分時代が経っていますよね。だから、それを今、昔の法律を無理に領収書の定義としているから、いろいろな食い違いが出てくるわけですね。そこを変える、今すぐでなくてもいいんですけども、領収書と帳簿をチェックするのは監査である、これは外形的でいいですよというふうな、こういう監査の方法の中で、領収書が3要件そろっていれば、上様でもいいし、発行人の住所も名前もなかったのというような話になってきたときに、何のためのこの監査なのかなと、一番初めに疑問を持ったんです。ところが、ずっとこれを何回かやっているうちにもう麻痺してしまって、あ、そうか、その中でやればいいのかというようなことなんです、それは一般の社会から認められるんですかね。

【牧之内委員】　その点は、3要件、3要件って、何か3つがあれば全部領収書として認められるというような言い方をしてきたので、ちょっとやはりそれはおかしいでしょう。やはり支出を受けた人が出しているというのを当然の前提として3つの事項が書いてあるということを求めているんじゃないですかということで、だから、3要件じゃなくて3事項というふうに表現を変えたはずなんです。支出を受けた者が出したものであるということとは、これは当然の前提だということなので、だから、この「外見上支出を受けた者が」という、ここでそういうことを表現をしているんですということなんだろうけれども、ただ、「3事項が記載されており」という、こっちの方が非常に前面に出ているので、この

今の表現だと3事項が記載されていればもう該当しますというふうに、何かそういうことを言いたいのかというふうに読んじゃったんですね。しかし、やはり3事項は付随なんだと思うんですよ。

【松崎参事官】 確かにここで改めて「3事項が記載されており」とあえて言わなくても、一番最初にもう言っておりますので、発行者情報がない場合であっても外形上支出を受けた者が認められる場合は領収書等に該当しますということの方が確かにすっきり受け取られることはあるかと思えます。といいますと、今、池田委員からもおっしゃられた領収書、またそれをどう解釈するか、一番最初の頃でしたでしょうか、谷口委員からも、その3事項というのは領収書だけに係るのか、支出を証する書面にも全部係るのかという御質問があったときに、政治資金課長からは、それは支出を証する書面にも全部係るといのが従来からの解釈だということなんですが、他国の例とかいろいろ見てみますと、支出を証する書面というのはかなり広くて、領収書とはまた別に何かもう少し領収書、いわゆる本当の社会一般の領収書よりも広く認めているというようなこともあると、その領収書の解釈、あるいは改正なのかもしれませんが、含めて、何か運用上はそのあたりで今非常に頭を悩ましているということにつながっているなという感じはしております。

【池田委員】 極端な話が、白紙に金額と目的と日にちが書いてある、これはもう万人に通用するわけですね。誰が発行して誰に渡したかも書かなくていいと書いてある。それなら、A議員が持っていて、おれは要らないからBにあげるわという、Bはこれは通じるわけです。またBからCに行ってもいいわけです。それを領収書と言っているわけでしょう。

【上田委員長】 それはもう社会通念上からいっても領収書じゃないんじゃないですか。もう領収したという証明の部分がなくなっちゃうんです。

【牧之内委員】 ただ、何か法文上の字面だけを見ると、何かその3つの要件というような形で書いてあるから、むしろそういう誤解を生じさせないように方法を考えなきゃいけないんじゃないですか、委員会としては。

【丹下事務局長】 議論がかなり沸騰しているんですが、文章としてまとめなければいけませんので、例えば資料1で、住所の特定が困難な場合に、先ほど使いました「事実上又は社会通念上、客観的に云々判断される場合は、」と、これを入れると同じ感じが出ますから、そっちにまとめた方が何か統一感が出てくるのかなと。すなわち、この「支出の目的の云々が記載されている」を抜きます、先ほどの委員の御指摘どおり。その代わりに、「事

実上又は社会通念上、支出を受けた者が発行した書面であると客観的に認められる場合は」
とかに合わせちゃった方が何かまだいいのかなという気がするのですけれども。

【牧之内委員】 それで、さっき松崎参事官からありましたけれども、3事項が記載されておりという余計な情報が入れているので、これは取った方がいいと思うんですよ。

【谷口委員】 当面は、今の修正の部分を含めてでいいと思うんですが、やはり今、池田先生などがおっしゃったところも踏まえて、やはりこの政治資金規正法第11条の領収書の定義ということについては、今後の検討の前提としてどういうオプションがあり得るのかということは考えていただいた方がいいと思います。すなわち、これが3要件ということであれば、法律改正の建議をする可能性というのも出てくるかと思えます。逆に、「ここで下馬せよ」にはロバも含まれる勿論解釈のように、解釈変更というところで通せるのであれば、これは政治資金課との調整ということでお話が進む。ですから我々として、当面、社会で一般に行われているこの法第11条の3条件ないし3事項は、ずれがあるというのは共通の認識だと思いますので、それをすり合わせるためにはどういう作業が必要なのかということについて少し御検討をいただいて、それからということになるかと思いますが。

【上田委員長】 では、この点はこれでよろしゅうございますか。

【松崎参事官】 では、先ほど事務局長から御説明させていただいたような修文をした上で、この資料3はこれでよろしゅうございますか。

【上田委員長】 はい。では続いて政治資金監査に関するQ&Aですか、委員限りの資料Cの説明を事務局においてお願いします。

【松崎参事官】 それでは、委員限り資料Cについてでございます。Q&Aに関連してこの問題についても問われているということでございます。収支報告書の訂正と政治資金監査ということでございますが、収支報告書を政治団体の側が訂正を行う際に国会議員関係政治団体の場合、政治資金監査をもう一度受ける必要があるのかというような問いについての検討のペーパーでございます。

1は、収支報告書の訂正の法的位置付けについてということで、現行法上、訂正について定めはございません。しかしながら、3つ目の○ですが、総務省においては収支報告書の内容が事実と反することが判明し、訂正の申し出があった場合には、それを見え消しで訂正を認める取り扱いとしているということでございます。

それで、2の収支報告書の訂正手続の現状でございますが、「(1)訂正方法（総務省に

おける手続)」ということですが、この訂正自体が法律的に明確な根拠がございませんので、訂正についての取り扱いを総務省において全都道府県の選管で統一的な運用を図るような指導をしていないということをごさいますて、総務省ではこうしているということはこの(1)に示しております。書類の一部分訂正の場合は二重線により見え消しで訂正し、それで会計責任者の訂正印を押印する。ページ全体の内容抹消の場合は書類全体に斜線を記入するというごさいます。それから要旨の公表後は訂正の日をあわせて記入するというごさいます。それから訂正行為そのものは政治団体が出向いて行っていただく。それから訂正願を提出するというごさいます。一番後ろに現在の訂正願を添付しております。

それで2ページ目に行きまして、「(2) 訂正に係る文書の取扱い」ですが、提出された収支報告書についてすべて情報公開の対象となりますので、差替えにより訂正を行った場合も差替え前の収支報告書も対象となる。また、今見ていただきました訂正願も対象となるということをごさいます。

それから3で、訂正と監査についてごさいます。1つは「(1) 訂正の法的位置付けについて」ですが、国会議員関係政治団体の会計責任者が収支報告を提出するときは監査を受けなければならない、ここまでが法律の規定なんです。収支報告書の訂正というごさいますものも、収支報告書の提出と同様に考えて監査を受ける必要があると考えるべきなのか。あるいは、一方でやはり規正法には訂正について特段の定めがないので、法律上の手続と位置付けるのは難しいのではないかというごさいます見方。仮にそうなった場合に、何もしなくて訂正ができるということにするのか、あるいは監査が義務付けられた経緯を踏まえて、政治資金監査に準じた行為を訂正の際に求めるべきかどうか。それから収支報告書の訂正についても、収入の訂正もごさいますし、また、支出について訂正する場合もいろいろなケースがあるのではないか。それぞれについてどう取り扱うか検討する必要があるかということをごさいます。政治資金監査において確認を行った個々の支出金額を訂正する場合、そういうケースもあれば、実際、記載されていなかった支出を新たに計上するというごさいますものもあるであろう。あるいは、個々の支出金額の変更はないけれども、項目の区分の分類を変えるあるいは様式間で若干不突合があった、あるいは計算誤りがあったというようなごさいます場合はどうなのかといったごさいますこと。

それから次のページへ行きまして、政治資金監査の内容と監査報告書ということごさいます。1つ目のところは、監査自体は会計帳簿と領収書等と収支報告書を突合するというごさいますことになって、収支報告書の原本自体がもう既に総務省ないし都道府県選管にあるとすれば、政

治資金監査を行うといった場合、会計帳簿と領収書等とあとは何を突合するのか。じゃあ総務省ないし都道府県選管まで行って原本を見なきゃいけないのかといったようなこと。

しかし、それは難しいのではないかとということで括弧書きしております。

それから、訂正があった場合、監査人がちゃんと見ていますよということをきちっと国民が見たときにわかるようにする必要があるかと。それから監査人にとっては監査報告書と同等のものをもう一度出すのか出さないのかといったこと。それから訂正というものが現実的には政治団体の方では非常に時間に追われるというか、急いで訂正をしたいというニーズがあるときに、この監査を受けることができない場合はどういう対応になるのかといったようないろいろな論点がありますということで、論点ペーパーとしてまとめております。

以上でございます。

【上田委員長】 何か御質問とか御意見ございましたら、発言いただきたいと思います。

【小見山委員】 実はこれはお話を聞いたときに非常にびっくりしたのは、こういうことは当然我々はニュースで聞いているのですけれども、何にびっくりしたかと申しますと、私ども監査をやっている者たちにとってみると、訂正をするということは、すべてを全部出し直すんですね。ところが、これはすべてを出し直すんじゃなくて、間違った部分だけを訂正するということなので、例えば全部で100ページある支出の部分の1ページだけを直して訂正するとか、もしくは行ってそこに二重線を引いて書き直すとか、そういう行為なものですから、今、私どもの本来の監査とは全然違う形なんですね。

【上田委員長】 公認会計士さんがおやりになっている監査とは違うと。

【小見山委員】 違うと思います。ただ、今度は税務の方は池田先生が一番御専門なんです。自分たちが出した申告書を訂正しなくちゃいけないときがあるんです。それは一部分だけ訂正する形になっているんです。だから全体を訂正しない。ですから、そのときに税理士の先生方の場合は、一番上のところの表紙に判を押すところがあるんですね。そういうふうな形になる。ですから、それに準ずるような形で、例えばこの訂正願の一番最後に出ている文章のどこかの欄に登録政治資金監査人も見ましたとか、何かそのぐらいの手続きで終わるべきであり、またそれも見なかったとすると、これもまた困ってくるなというような、ちょっとそんな感じで今、私は受けとめております。

【上田委員長】 そうですね。

【牧之内委員】 非常にいいお考えを出していただきまして、どうもありがとうございます。

ます。すべてをまたもとに戻ってみたいなものではないし、法上のものじゃありませんし、事実上認めているものですが、ただ、監査という制度が組まれている以上、訂正部分に全く関与しないというのもこれはまたおかしなことを引き起こす危険性がありますので、何らかの関与が必要ですが、ただ大きな関与というもおかしな話ですので、今の小見山委員の御発言の基本方針でちょっと内部的に、事務的に整理をしていただければありがたいと思います。

【上田委員長】 もうほかに御意見ございませんですか。では、委員会としてはそういう考え方で。

【松崎参事官】 この点につきましては、実際に訂正を受け付けるのが総務省であれば選挙部の方ですので、そこで実務としてどのように対応できるのか。また今回の場合、先ほど冒頭の説明で言いましたように、総務省ではこうしていて、都道府県選管ではどうなっているかというのが把握できていないんですが、今回の場合、国会議員関係政治団体について、ある県では監査人は確認しなくてもいいよ、ある県では確認すべきだよということは、そういう不統一な運用はまずかろうとは思いますが、そういうことも含めてよく協議をしていきたいと思っています。

【丹下事務局長】 若干補足させていただきますけれども、委員の御指摘に従って我々も真摯に検討いたしますが、実務的に申し上げますと、この訂正を行うケースというのは政治家サイドがかなり焦っている場合が多いんですね。よく政治家の先生が、「収支報告書が間違っていました、訂正願を出しました」というのを記者会見でセットになってする場合も多くて、本当に監査人が監査をするいとまがあるのかどうかということも含めながら、総合的な観点から検討させていただきたいというふうに考えております。

【上田委員長】 ありがとうございます。

では次に、第4の議題の政治資金監査に関する研修の実施状況、これは平成20年度についてでございますが、これについて説明を事務局にお願いします。

【松崎参事官】 それでは、資料4、1枚紙でございますが、研修の実施状況、昨年度でございますが、8回研修会を開催させていただきました。修了者数の合計が816名、弁護士の方32名、公認会計士が116名、税理士の方が668名ということでございます。なお、今年度の研修につきましては、前回、7月まで21回を予定するというのを申し上げていますが、そこに現時点で約1,500名の方に申し込みをいただいているという状況でございます。

以上でございます。

【上田委員長】 何か御質問、御意見がございましたら、どうぞ御発言いただけますか。

では次に、第5の議題の登録政治資金監査人の登録状況について、説明を事務局の方でお願いします。

【松崎参事官】 それでは、資料5、これも1枚紙でございますが、現段階での登録者数が2,570名ということでございます。内訳は、弁護士の方が187名、公認会計士の方が518名、税理士の方が1,865名ということでございます。なお、昨日までの申請を全体の数を見てもと2,628でございます。先ほど、研修修了された方が816名、それで申請が2,600を超えているということで、現時点で1,800名の方に研修を受けていただく必要があるのですが、そのうち、先ほど言いました1,500名の方は、もう7月までの研修を申し込んでいる状況だということでございます。

以上でございます。

【上田委員長】 何か御質問、御意見がございましたらどうぞ御発言ください。

本日の議題は以上でございますが、今後の委員会の進行等につきまして、事務局から何かありますか。

【丹下事務局長】 前回の委員会におきまして今後の検討課題として提示させていただきました会計帳簿の記載事項や収支報告書等の記載方法につきましては、委員の皆様方から大変御熱心な議論を賜りまして、一定の方向性を得ることができたと考えております。残りました各種の課題につきましても、委員の皆様方の御意見を賜りながら、次回以降整理したいと思っております。

以上でございます。

【上田委員長】 その他、事務局から何かありましたら、どうぞお願いいたします。

【松崎参事官】 本日の委員会の審議状況につきましては、終了後、事務局長から記者会見をさせていただく予定でございます。公表資料につきましても、ただいまの修正を含めまして、会見の場で配付する予定でございます。

なお、本日の委員会の議事要旨につきましては、各委員の御連絡先にあすの夕方ごろをめぐりに御連絡をさせていただきますので、お願いをいたします。

【上田委員長】 それでは、以上をもちまして本日の政治資金適正化委員会を終了したいと存じます。

次回の委員会の開催等につきまして、事務局に説明をお願いします。

【松崎参事官】 次回の委員会についてでございますが、日程調整をさせていただきました結果、6月4日の午前に開催させていただきたいと存じます。なお、時間につきましては、10時から11時ごろをめぐり何とか終えたいというふうに考えております。

【上田委員長】 本日は、長時間にわたり熱心に御審議いただき、ありがとうございました。以上をもって終了いたします。